

広島市社会福祉施設等物価高騰対策支援事業（障害福祉サービス等関係） Q & A

令和5年5月1日現在

番号	項目	質問	回答
1-1	月当たり給付対象利用者数	以下の利用者を「月当たり給付対象利用者数」の人数に含めて良いか。 ①居住地特例等により、広島市外の自治体から支給決定を受けている利用者 ②措置決定を受けている利用者 ③予定人数分の食事を作っていた日において、体調を崩し摂取できなかった(休んでしまった)利用者 ④正式入所前の体験入所期間中の利用者 ⑤定員を超えて受け入れた利用者 ⑥入院・外泊などにより一時的に施設以外の場所で過ごした日や入退院日、入退所日 ⑦通所事業所等における在宅利用、施設外就労、自立訓練の訪問支援等	①～③「月当たり給付対象利用者数」の人数に含めて問題ありません。 ④含められません。ただし、共同生活援助において体験利用の支給決定を受けた利用者が同サービスを利用した日は計上可能です。 ⑤その日の利用者数と定員数を比較し、少ない方の人数を計上してください。 ⑥施設・事業所内で支援のあった日は計上可能ですので、入退所日及び入退院日については計上して差し支えありません。 ⑦事業所内で支援を行っていないため、人数に含められません。
1-2	月当たり給付対象利用者数	入所系施設において、利用者Aが退所した日に、利用者Bが入所した場合、「月当たり給付対象利用者数」には2人とカウントするのか。	1人とカウントしてください。このため、入所系施設における「月当たり給付対象利用者数」の最大数は「1日当たりの定員数×30日」となります。
1-3	月当たり給付対象利用者数	以下の場合、令和5年3月の数値を使用することが「適当でない」と認められる場合に該当し、「他の適当な期間」として、令和5年3月以外の月の1日から30日までの数値を使用することができるか。 ①令和5年10月1日から定員を増やす／増やしたため、令和5年10月の数値を使用したい場合。 ②令和5年3月は運営開始後間もない／運営開始していないため、令和5年4月以降の数値を使用したい場合。 ③令和5年3月は新型コロナウイルス感染症による休所期間がある／利用者数が少ないため、それ以外の月の数値を使用したい場合。 また、以下の場合、令和5年3月の数値を使用することができるか。 ④令和5年10月1日から定員を削減した後、申請する場合。 ⑤令和5年11月1日から定員を削減した後、申請する場合。	①原則、可(令和5年度のうち6か月以上を増加した定員で運営するため。ただし、令和5年11月1日から定員を増やす／増やした場合は、令和5年度のうち6か月未満を増加した定員で運営することとなるため、令和5年3月の数値を使用してください) ②可(申請の〆切日が令和5年11月30日であることから、令和5年4月～11月までの任意の数値を使用してください) ③可(申請の〆切日が令和5年11月30日であることから、令和5年4月～11月までの任意の数値を使用してください) ④不可(令和5年4月～10月の間に定員を削減後、申請される場合は、令和5年度のうち6か月以上を削減した定員で運営することから、定員削減後の月の数値を使用してください。 ⑤可(令和5年11月に定員を削減後、申請される場合は、令和5年度のうち6か月以上を削減前の定員で運営することから、令和5年3月の数値を使用してください。)
1-4	月当たり給付対象利用者数	同一敷地内において、複数のサービスを行う施設・事業所の場合の計上方法について ①障害者支援施設に入所している利用者が、同施設が行う通所系サービス(例:生活介護)を利用する場合の利用者数の計上 ②通所事業所等において、同一日に複数のサービスを利用する場合の利用者数の計上 ③空床型短期入所が併設している場合	①障害者支援施設の利用者数として計上し、生活介護などの通所事業所等としては、計上しないでください。なお、障害者支援施設が行う通所系サービスに通所する(入所者以外)の利用者は、通所事業所等として計上してください。 ②サービス種別毎に利用者数を計上してください。(例:生活介護と短期入所それぞれ計上) ③空床型短期入所の利用者は、「短期入所」の利用者数として計上してください。
1-5	月当たり給付対象利用者数	共生型サービスの指定を受けている場合、介護サービスの利用者数と障害福祉サービスの利用者数とを分けて算出する必要があるか。	介護サービスの利用者数と障害福祉サービスの利用者数とを分けて算出してください。介護保険分については、介護保険課が担当課となりますので、別々に申請してください。
2-1	利用者負担	以下は「利用者負担」に含まれるか。 ①希望する利用者のみが実費で支払う費用のうち、いわゆる「その他の日常生活費」(歯ブラシや化粧品等の日用品やクラブ活動における材料費等) ②希望する利用者のみが実費で支払う費用のうち、サービス提供とは関係のない費用(個人の嗜好品の購入等) ③個室の個別メーターにより計測した光熱水費 ④生産活動時に発生する原材料費等	いずれも含まれないので、本支援金の対象経費ではありません。これらの額の引上げは差し支えありません。 ただし、支援金を要綱第5条に定める対象経費やガソリン代・消耗品代など物価高騰に伴い増大した経費に充当してもなお残余が生じる見込みである場合は、その残余を①へ充当することも可能ですが、その場合は①の値上げはできません。
3-1	支援金の支給対象者	利用者に食事を提供していない通所系サービス提供事業所等において、 ①本支援金は支給されるか。 ②飲み物の物価高騰分については本支援金を充当しても差し支えないか。	①支給されます。詳細は質問項目「支援金の対象経費」をご覧ください。 ②差し支えありません。
3-2	支援金の支給対象者	食事の提供を別の業者に委託している施設等にも本支援金は支給されるか。	支給されます。 ただし、委託契約を更新し、施設等の負担が増えている場合であって、利用者に対する食事の提供内容・料金を変更していない場合であれば本支援金を充当可能ですが、委託契約の内容が変わらず、事業所の負担増になっていないのであれば、本支援金を食事の委託費に充当することはできません。本支援金は他の物価高騰に係る経費に充当ください。
4-1	支援金の対象経費	光熱水費について、次の場合は、利用者に価格転嫁していないことをどのように証明すれば良いか。 ①利用者数で按分しているため、毎月各利用者が負担する金額が異なる場合 ②個室の個別メーターにより計測した金額を個々の利用者が支払っている場合	①按分前の総額が昨年度の同月と同等となるよう、本支援金をご活用ください。その上で毎月変動する利用者数で按分したことにより、一人当たりの負担額が増えることはやむを得ません。 ②本支援金を充当いただくことはできません(Q2-1参照)。

番号	項目	質問	回答
4-2	支援金の対象経費	ガソリン代や消耗品代は、本支援金の対象経費に含まれるか。	含まれます。 ただし、消耗品代のうち、新型コロナウイルス感染症対策に係るものについては、「広島市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業」(本年度実施予定)のご活用をご検討ください(その場合、当該消耗品代を本支援金の対象経費とすることはできません)
5-1	支援金の申請	別記様式第1号(申請書)には、法人名・法人の代表者名の欄があるが、各施設・事業者ごとに管理者が申請しても良いか。	別記様式第1号(申請書)のとおり、運営法人ごとに法人代表者名で1つの申請書を御提出いただくようお願いします。 複数の施設等を運営している法人においては、 ・別記様式第1号(申請書)の「6 施設・事業所別申請額一覧」において、月当たり給付対象利用者数を重複して報告しないようご注意ください。 ・障害者支援施設において、入所者以外の方が通所系サービスを利用している場合は、当該利用者については、入所系サービスとは行を分けて「生活介護」や「就労継続支援B型」などの通所系サービスとして計上してください。 ・同一の事業所で複数のサービスを提供している場合、サービス種別ごとに異なる行に計上してください。その際、月当たり給付対象利用者数のカウントが重複しないようご注意ください。 ・空床型の短期入所を併設している施設は、当該短期入所については、本体施設とは行を分けて「短期入所」サービスとして計上してください。
5-2	支援金の申請	別記様式第1号(申請書)の「3 事業の収入及び支出予定」について、 ①「支出科目」に「物価高騰の影響による光熱水費等の経費」とあり、また、表の下に「(注) 収支の計は、それぞれ一致する。」とあるが、どのように物価高騰の影響による経費を算出したら良いか。 ②「摘要(収入)」欄、「摘要(支出)」欄には何を記載したら良いか。	①支援金対象経費やガソリン代・消耗品代など物価高騰に伴い増大した経費に係る令和3年度と令和5年度の費用を比較の上、これらの費目に係る物価高騰の影響額見込みを大まかに算出した上で、それが支援金の額以上になれば、「物価高騰の影響による光熱水費等の経費」の欄には支援金の「収入予算額」と同額をご記載ください。 令和5年度中に事業を開始した施設等においては、上述の経費について、事業開始前の計画と令和5年度の費用を比較の上、ご記載ください。 休廃止(届出を行わない事実上の休廃止を含む。以下同じ。)により事業を行わない期間がある場合には、事業を行う期間について、令和3年度の同時期の費用と比較してください。 ②特段なければ空欄で構いません。
5-3	支援金の申請	申請書や実績報告書は郵送等により提出してよいか。	行政手続のデジタル化推進の観点から、申請書及び実績報告書は可能な限り電子メールによる提出をお願いします。電子メールによる提出が難しい場合には書面での申請も受け付けます。 なお、Q6-1の事業の休廃止を行う場合を除き、「申請書・実績報告書の作成に当たって」というエクセルファイルはご提出いただく必要はありませんが、支援金の支給を受けた年度の翌年度から5年間保存いただき、広島市から連絡があった場合はすぐに確認できるようにしておく必要があります。
5-4	支援金の申請	別記様式第1号(申請書)の「7 利用者負担一覧表」の作成の仕方がわからない。	「申請書・実績報告書の作成に当たって」の「申請書の「7 利用者負担一覧表」の記載方法をご覧ください。 なお、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に約款又は利用者との契約等で定める1人当たりの利用者負担額が引き上げられていないことを支給要件としているため、「7 利用者負担一覧表」の「令和4年3月31日時点の年額(円)」と「申請日時点の年額(円)」は同額を記載していただくことになります。 ※利用者負担がない(申請書の「7 利用者負担一覧表」に記載する科目がない)場合であっても、支援金の支給対象事業者となり得ます。 (例)食事提供や送迎を行っていない就労継続支援B型事業所 光熱水費が物価高騰による影響を受けていれば、支給対象事業者となります。
5-5	支援金の申請	物価高騰による影響額が、申請金額を下回り、返納額が生じると想定される場合、申請してもよいのか。	お見込みのとおりです。 物価高騰による影響額が、申請金額を下回り、返納額が生じる場合は、別記様式第3号(実績報告書)の「支出決算額」には、別記様式第1号(申請書)の「3 事業の収入及び支出予定」に記載した「支出予算額」ではなく、物価高騰による影響額を記載してください。また、その額を別記様式第3号(実績報告書)の「1 精算額」の「精算額」にも記載してください。 別記様式第3号(実績報告書)の「差引(返納)額」に記載されている金額が返納額となります。 (例) 補助金申請金額:100,000円 精算額(物価高騰による影響額):80,000円 差引(返納額):20,000円 ※この状況があらかじめ想定される場合でも、申請は可能です。上の説明のとおり、精算時にご返納いただきます。
6-1	支援金の支給条件	申請時に予定していなかった事業の休廃止を行い、支援対象期間に変更が生じた場合はどうすればよいか。	電子メールの件名は申請書等の修正時と同様に【(修正)物価高騰対策支援事業支援金(法人名)】とし、 ・申請書の「6 施設・事業所別申請額一覧」の「事業を行っていない期間(月)の合計」を修正したもの(作成できる段階であれば実績報告書も) ・「申請書・実績報告書の作成に当たって」の「②事業を行っていない期間算定表」に正しく記載したものを提出してください。 なお、既に支援金の支給を受けている場合には、支給額の変更に伴い、支援金の一部を返還していただくこととなります。 また、この報告は、実績報告後に休廃止を行った場合にも必要です。 なお、休止・廃止については、あらかじめ休止・廃止日の1か月前までに、障害自立支援課事業者指導係の各サービス担当にご相談いただき、所定の休止・廃止届等を提出してください。
7-1	帳簿等の整備	食材料費や光熱水費等の領収書等を広島市に提出する必要はあるか。	領収書等を提出いただく必要はありませんが、支援金の支給を受けた年度の翌年度から5年間保存いただき、広島市から連絡があった場合はすぐに確認できるようにしておく必要があります。

番号	項目	質問	回答
8-1	実績報告	別記様式第3号(実績報告書)の「2 事業の収入及び支出」については、別記様式第1号(申請書)の「3 事業の収入及び支出予定」と同様の考え方で作成すれば良いのか。	お見込みのとおりです。別記様式第3号(実績報告書)の「2 事業の収入及び支出」にある注釈にもよくお目通しください。 なお、「物価高騰の影響による光熱水費等の経費」の欄には、休業期間を加味した支援対象期間と、令和3年度の同期間における、食費・光熱水費やガソリン代・消耗品代など物価高騰に伴い増大した経費を比較の上、これらの費目に係る物価高騰の影響額を大まかに算出したとき、それが上述の「本来支給されるべきであった支援金の額」以上になれば、当該影響額をご記載ください。
8-2	実績報告	実績報告は令和6年3月31日までに行うことあるが、いつから行えるのか。	令和5年度に物価高騰により利用者負担の額を引き上げることなくサービスの質を維持するための経費に対して支援金を充当した後、令和6年3月31日を待たず、速やかに実績報告をお願いいたします。 ただし、実績報告後であっても、令和6年3月31日までの間に利用者負担の額の引上げ(要綱第3条(3)ただし書の場合を除く。)を行うなど支給条件を満たさなくなった場合や、休業止を行い支援対象期間に変更が生じた場合には、本市への報告が必要です。 休業止により支援対象期間に変更が生じた場合、電子メールの件名は【(修正)物価高騰対策支援事業支援金(法人名)】とし、 ・ 別記様式第3号(実績報告書)の「4 施設・事業所別精算額一覧」の「事業を行っていない期間(月)の合計」を修正したもの ・ 「申請書・実績報告書の作成に当たって」の「②事業を行っていない期間算定表」に正しく記載したものを提出してください。 なお、支給条件を満たさなくなった場合には支援金の全部、支援対象期間に変更が生じた場合にはその期間に応じて支援金の一部を返還していただきます。